

平成28年度第1回広島市自転車等駐車対策協議会 議事概要

1 開催日時 平成28年11月28日（月） 9時30分～10時30分

2 開催場所 広島市役所本庁舎14階第7会議室

3 出席者

(1) 出席委員：塚井会長、竹下委員、古川委員、田部委員、西川委員、下平委員、
下村委員、日浦委員、田中委員、佐元委員、後藤委員、伊勢川委員

4 議題

(1) 駐輪場附置義務基準の見直しについて

5 公開・非公開の別 公開

6 傍聴者 一般傍聴者 0名 報道関係者 4社

7 発言の要旨

(1) 会長、副会長の選任

委員からの推薦及び全委員の同意により、塚井委員、下村委員を会長、副会長に選任した。

(2) 駐輪場附置義務基準の見直しについて

(事務局)

<資料1～資料4の説明>

(塚井会長)

事務局の説明について、質問、意見等があれば発言いただきたい。

(竹下委員)

附置義務基準の見直しということであるが、建物が建て替わるときに基準が適用されるとなると年月がかかる。何かインセンティブを与えて、今回の施策を促進させるようなことはできないのか。

(事務局)

今回の附置義務基準の見直しにおいて、駐車場の緩和については、既存の建物にも適用される。緩和によるスペースを一部駐輪場のほうに転用できないかといったことについても検討したい。

(塚井会長)

今回は事務所の附置義務基準の見直しということであるが、バスなどに乗って来て、自転車に乗り換えて事務所に向かうとすると、市内側で2台分、昼と夜の駐輪場を確保しなければならない。資料では、例えば、バスセンター西駐輪場では、日中の満車時間が長い、買物需要だけでなく、事務所勤務の方が駐輪場に自転車を置いて、後から来る買物需要の方を押し出す形になっているのではない。今回、問題と思っている典型的な例である。事務所への附置だけでなく、乗り換えポイントに対しても駐輪場を整備しないといけないという気がする。

(事務局)

広島市では、市営駐輪場の整備だけでなく、民間路上駐輪場を幅広の歩道に整備する取組、民間駐

輪場の整備に整備費を補助する取組などを実施しており、こういった色々な施策を絡めて行い、今回の附置義務の見直しと併せて駐輪場をより整備していきたいと考えている。

(下村委員)

事務所関係の方、通勤利用される方の違法駐輪が確かに非常に多い。今回の附置義務の見直しについて聞きたいのが、2,000 m²以上、約 600 坪以上の事務所ということになると、約 20～30 坪といった小規模な店舗には附置義務は課せられない。今回、事務所に附置義務を課しても、放置自転車がすべて解消できるかという点と難しい気がする。

(事務局)

確かに、今回の附置義務の見直しが、違法駐輪をすべて解消することはできないと思っている。しかし、事務所の駐輪需要を吸収することで、現在使われている市営駐輪場や民間駐輪場の負荷が軽くなり、今より状況は改善すると考えている。

また、本通りの商店などを考えると 2,000 m²以上というのは少ないと思うが、相生通りなどでは大規模なオフィスがあり、歩道には違法駐輪が今なおあり、そういったところでの効果は大きく期待できると考えている。

(塚井会長)

附置義務はビル全体に対して課すということであるが、ビル内の個別テナントでいうと、附置義務基準を下回るところがあることも考えられる。

(事務局)

附置義務は、ビルを建設する際の建築確認の必要要件であるが、デベロッパーの方に確認すると、ビルを建設する際には、テナントを予め決めていて、それに必要な駐輪規模を設けるとのことだった。ただし、建てた後に、テナントが入替わった際には、ビル管理者が割り当てを変えていくということは起きうると考えられる。

(塚井会長)

したがって、個別テナントでなくビル管理者が駐輪場の割り当ての責任を負うことになる。

(事務局)

そうなると考えられる。

(塚井会長)

今回の附置義務基準の見直しにおいて、駐車場の緩和については、既存の建物にも適用される。緩和によるスペースを一部駐輪場のほうに転用できないかといったことについて、具体的な方策をこれから考えるとして、そういったことを考えているという理解でよいのか。

(事務局)

そうである。

(西川委員)

今回は、通勤者に対する違法駐輪の解消という視点だが、一般の商店街に買物に行くときに、目的地に近いところに自転車を停められるかという視点が必要であり、小規模な店舗に附置義務を課さない、利用者のニーズに応えられないと思われる。そういったことも検討していく必要がある。

(事務局)

一方で、附置義務の考え方として、(法律の考え方は) 大量の駐輪需要を発生させる場合に附置義務を課すということになっており、これを尊重すると、大量かどうかハードルになる。また、今回、附置義務見直しにおいて、駐車場は緩和されるので、それを駐輪場に転用し、新たに生まれる駐輪場を、小規模な店舗も使えるような、働きかけなどができないかと考えている。

(古川委員)

小規模な店舗等の駐輪需要を満たすべく、駐輪場を歩道に整備するとなると、ピーク時間帯において歩行者、自転車の交通の円滑安全が確保できるのかという問題がまた出てくる。

それから、違法駐輪をした理由として「駐輪場の場所を知らなかった」、「駐輪場に空きがなかった」、「駐輪場が近くになかった」という調査結果が得られているが、買物に行く方の視点からすると、近くに「駐輪場があることが分かるか」ということが大きいと思う。今回、事務所の附置義務を見直す際には、ぜひ既存の駐輪スペースを有効活用するような広報の強化にも力を入れてほしい。

(塚井会長)

今回の附置義務の見直しにおいて、小規模な事業所から発生する駐輪需要と、大規模な事業所から発生する駐輪需要と、どちらが重たいのか。大きな事業所から発生しようと、小さな事業所から発生しようと、原単位として面積が変わるわけではないし、いきなり小規模な事業所に課すということでないにしても、小規模な事業所の駐輪需要を法的に支えるしかないという判断であれば、その分だけ市営駐輪場を何らかの形で増やさないといけない。市営駐輪場が難しいのであれば、何らかのインセンティブを設計する必要がある。また、インセンティブ設計に工夫がないと、駐輪場への転用は大して見込めないという判断にもなる。なかなか算出は難しいかもしれないが、次の会議までにもし可能であれば、ある程度示してほしいと思う。

(事務局)

承知した。

(後藤委員)

5,000 m²を超えるものの緩和措置について説明してほしい。

(事務局)

今回の事務所の附置義務の見直し案では、100 m²に1台が基本ですが、建物が大きくなると、単純に比例していくものではないので、その部分を緩和するという考え方である。既に附置義務を課している店舗などでも同様の考え方をしている。

(後藤委員)

事務所だと建物が大きくなると、従業員数も増えるのではないか。

(事務局)

緩和措置については、あらためてご説明させてほしい。

(古川委員)

他都市の状況はどうか。

(事務局)

事務所に附置義務を課しているのは、仙台市、静岡市、熊本市である。

(古川委員)

他都市でこういった効果があったのか、街によって色々な特色があり、そのまま広島市に当てはまるわけではないが、把握しておく必要がある。

(事務局)

他都市にヒアリングを行い、改めて報告する。

(塚井会長)

事務所の附置義務駐輪場について、一般の方に使っていただくのは、管理がしきれない、誰が置いているのか分からないなど簡単にはいかないが、事務所間同士での融通みたいなものは、もう少し柔軟なことがあってもいいのかなと思う。検討の余地はあるのか。

(事務局)

駐輪スペースを有効に使うための、周知というかPRを行政のほうもしていきたいと思う。

(塚井会長)

事務所同士の融通みたいなものを実行しようとする、若干大変なことが発生して、満空情報みたいなものが必要になる。情報をどうやって集めて、どうやって広報というかそこの方々にお知らせするということであるが、もし実施するのであれば、そういった仕掛けづくりが必要かなと思う。

(事務局)

建物をどのように管理するかにもよるが、行政としても有効な利用が促進できるものについては、できればやっていきたいと考えている。

附置義務駐車場をシェアするのは、なかなか難しいところはあるが、附置義務でつくられた民間駐輪場で、一般の方に広く公開している場所も現在ある。そういった駐輪場は、広島市としても積極的に広報していきたいと考えている。

(塚井会長)

附置義務駐車場の台数とは別に、運営という視点を持つと、駐輪場の粗密をならすことができると思われる。なかなか難しいとは思いますが、駐輪需要が上回る場所もあれば、下回る駐輪場もある。今回、運営まで検討する時間はかけられないかもしれないが、運用を柔軟にすると、駐輪場の粗密をならす、駐輪スペースを有効に使うことができると思われる。そういうことを、慎重に引き続き検討していただきたい。

最後に本日のまとめとして、今回の附置義務の見直しにおいて、インセンティブ、すなわち、駐車場の緩和によるスペースを、一部駐輪場のほうに転用できないかといったことについて考えていただきたい。

民間路上駐輪場を幅広の歩道に整備するとなると、ピーク時間帯において、交通の円滑安全が確保できるのかという懸念があるという意見もあったので、今でも施策で努力しているものと思えますけれども、今回附置義務を課すと、今後より一層そういうニーズも出てくるものと考えられる。

面積が 5,000 m²を超えるものの緩和措置について、あらためて説明をしてください。他都市の状況についても確認してください。

今回すぐということではないかもしれませんが、事務所同士の融通や満空に関しても、できる限りの検討が必要である。

今回、附置義務を課した上で、どういった運用がよいのか、色々考えていく必要があると思う。

あと、漏れていたと思うが、次回に向けて、駐輪場を敷地内に確保しない場合に、それを附置義務に沿ったものとみなせるのか、みなせないかどうかということについても、詰めというか文言をきちんと書き表していくような必要もあろうかと思う。

以上